

令和7年8月20日

香川労働局長

友住 弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会

会 長 籠 池 信 宏



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付け香労発基 0715 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額918円）は、令和5年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、原材料費や労務費コスト等が上昇する中、労務費増加分の価格転嫁や生産性向上が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府の掲げる「賃上げを起点とした成長型経済」等を実現するためにも、政府において、中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上や賃上げにつながるよう、より一層の実効性のある支援策を講じるとともに、取引適正化等に向けた適切な価格転嫁対策についても取組み強化を強く要望する。特に、最低賃金引上げの影響率が高い、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、小売業については、販売価格の引上げにより販売減少が生じるなど価格転嫁が困難な状況にあることから、そうした事業者に対する強力なサポートを求めることを付記する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,036 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 918円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護水準（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内
人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,691円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額
とを比較すると、香川県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$918 \text{円 (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 128,756 \text{円}$$